

競争法コンプライアンス指針

○

平成 23 年 5 月 20 日

○

通信電線線材協会

競争法コンプライアンス指針

(目的)

通信電線線材協会（以下「当協会」という）は、当協会が行う運営業務全般において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに諸外国の競争法（以下、併せて「競争法」という）を十分に尊重し、これを遵守することをここに宣言する。

併せて、当協会会員が当協会活動に参加するに際し、積極的に競争法を遵守し、競争法に係わる疑念がいささかも生じないようにする旨を関係者に明示し、徹底することを目的として、「競争法コンプライアンス指針」を制定することとした。

○ (適用範囲)

本指針は、国内・海外を問わず、当協会が実施する各種委員会等の運営業務に参加する当協会会員並びに、当協会の役職員（出向社員、嘱託職員含む）及びその指揮命令を受けて当協会の運営業務に従事する派遣社員に適用される。

(体制)

- (1) 当協会の競争法コンプライアンスにかかる業務は、会員からの相談・報告事項受付等も含め、当協会事務局が所掌する。
当協会事務局員は、競争法に係わる研修会等には積極的に参加することとする。
- (2) 本指針の制定及び改訂は理事会における審議・承認に基づいて行う。

○ (行動指針)

競争法コンプライアンスの実践のため、当協会が実施する運営業務全般に関し、その業務に係わるすべての者が以下に示す行動指針を遵守するものとする。

- (1) 会員（競合他社）同士、又は部外団体との間で開催される会合等（各種委員会、研修会、講演会、懇親会等その名称を問わない。）、当協会の業務活動のいかなる場面においても、以下の事項に関する話し合いや情報交換あるいは取り決めを行わないこと。なお、各項目の記載事由は例示であり、当該記載の内容に限定されるものではない。

①価格に関すること

<価格の引上げ、維持、価格の構成、リベート、価格戦略・計算、価格変更の予定、原価、及びその他価格を推測できる情報等>

②生産量、販売量に関すること

<生産量、生産能力、生産計画、及びそれらを推測できる情報等>

③設備投資計画等に関すること

＜各社の設備投資計画を具体的に左右する内容、一般公表されていない利益、利益幅、及びそれらを推測できる情報等＞

④市場割当に関すること

＜特定の市場占有率の決定・維持、市場区域の指定、先行進出の合意、及びそれらを推測できる情報等＞

⑤競合情報に関すること

＜製品計画、新製品の投入時期、市場戦略及びそれらを推測できる情報等＞

⑥不公正な取引方法に関すること

＜特定の事業者の不当な排除や特定事業者との取引拒絶、取引先を不当に拘束する条件等の流通慣行の採用等、不公正な取引方法に該当する行為に関する合意＞

- (2) 会合等の主催者（当協会事務局）及び会合等の進行役・議長（委員長や主査など）は、予め会合等の目的又は議題及び配布される資料について、前項（1）に定める事項が含まれていないことを確認すること。
- (3) 会合等において、万一、前項（1）の事項について話題が及んだ場合、会合等の進行役・議長は、直ちに発言した参加者に対して注意し、発言の中止を促すこと。懇親会等、会合等の進行役・議長が不在の場において前項（1）の事項について話題が及んだ場合には、参加者は速やかに退席し、事務局に報告すること。
- (4) 会合等において競合会社である参加者のみで接触することを避けるため、原則として、会合等には当協会役職員が出席すること。
- (5) 会合等の議事録は、議長の指名を受けた会合等の参加者又は会合等の主催者が作成し、会合等に参加した当協会役職員が内容を確認した上で、速やかに事務局に提出すること。
- (6) 会合等にあたって各参加者の宿泊先の手配は、競合会社同士の接触をさけるため、参加者が個別に行うこと。
- (7) 統計情報の収集は協会の特定の職員のみが担当し会員は行わないこと、外部に提供する統計情報は個社情報の特定が困難な状態にすること、将来の予測値について詳細な意見交換をしないこと。

(対応措置)

- (1) 会合等において競争法上の疑義が生じた場合、会合等の進行役・議長（委員長や主査など）は、速やかに事務局へ問合せを行うこと。
- (2) 会合等の終了後、事務局はその都度議事録の内容を確認すると共に、内容に競争法上の疑義がある場合は弁護士に相談するなどの対応を講じること。
上記の対応結果については速やかに会合等の進行役・議長に通知すると共に、記録を残すこと。

(3) その他、当会の運営業務全般に関し、競争法上の疑義が生じた場合又は本指針に照らし不適切な行為が認められる若しくは不適切な行為ではないかとの疑義が生じた場合、それを知った者は速やかに事務局に報告し、事務局は内容に応じて弁護士に相談するなどの適切な対応を講じること。

附則

この指針は、平成 23 年 3 月 31 日から適用する。

以 上

(C)

(C)